

バス協だより

平成20年2月1日

◎ねんりんピックバス輸送について

ねんりんピック茨城2007は、昨年11月10日（土）から13日（火）まで開催されました。練習会も含め延べ約1200台のバスが交通事故も無く運行され、また、大きなアクシデントも無く無事終了することが出来ました。ねんりんピック茨城2007実行委員会からも協力に対するお礼の言葉が寄せられました。

◎バス協会長表彰について

去る12月4日（火）、当自動車会館大会議室において、平成19年度優良バス従事者協会長表彰式を執り行いました。当協会会員事業者の優良バス従事者28名に会長から表彰状が手渡されました。来賓として、会田茨城運輸支局長から祝辞をいただき、受賞者を代表して関東鉄道㈱の齋藤圭二さんが謝辞を述べました。

◎不正軽油撲滅について

不正軽油とは、主に軽油に重油・灯油を不正に混ぜて、軽油と称して販売されているものであり、軽油引取税の脱法行為となるものであります。不正軽油は、大気汚染の原因となるとともに、公正な市場競争を阻害しています。当協会は不正軽油を撲滅する事を目的として、茨城県、及び関係機関等で構成する茨城県不正軽油撲滅対策協議会メンバーとして、意見交換、情報交換、広報等の活動を行っています。

◎自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度の開始について

標記制度は、国土交通省及び環境省が行なうもので、排出ガス低減に関する一般消費者の関心と理解を深めるとともに、消費者の選択を通じて排出ガスの低減性能の高い自動車の普及を促進することなどを主な目的とするものです。ステッカー貼付により、排出基準の適合車か否かの判別を容易にするものです。

このステッカーの貼付は義務付けでなく、申請により希望者のみに配布されます。貼付対象の車両は、自動車検査証の備考欄に「自動車使用車種規制（NOx・PM）適合」の記載があるバスです。ただし、既存の国土交通省低排出ガス認定車のステッカー（低PM、四つ星等）が貼付してあれば、本制度のステッカーとしてみなすので重複貼付は不要となります。

なお、平成 20 年 1 月以降に新規登録される車については、納車段階で貼付されます。貼付希望の事業者は、申請書を当該車検証の写しとともにバス協会に提出し、協会は会員事業者の申請書を日本バス協会に提出します。交付申請書の受付は、平成 19 年 12 月 17 日（月）から開始し、平成 20 年 1 月 1 日（火）から施行されるものです。

◎貸切バスの交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について

貸切バスの交替運転者は、運輸規則により、「長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することが出来ないおそれがあるとき」に配置することが義務付けられているが、この場合において、基準の 1 日の最大拘束時間を超えて乗務させるときは、交替運転者が車内において身体を伸ばして休息することのできる設備が確保されていなければなりません。

交替運転者に 1 日の最大拘束時間を超えて乗務させるときは、ガイド席や補助席が確保できても、休息設備が確保できない限り法令違反となります。

◎旅客の降車時における安全の確保について

貸切バスの旅客の乗降については、駐停車禁止場所で行なうことは、道路交通上の安全を確保する上で極めて危険な行為であり、道路交通法第 44 条の違反となります。ご留意くださるようお願いいたします。

◎降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

去る 1 月 4 日、青森市の八甲田山中の国道 103 号（通称：十和田・十和田ゴールドライン）において発生した転落死亡事故を受け、輸送の安全確保の徹底方について連絡したところですが、この度、国土交通省自動車交通局長から次の事項について留意するよう指導がありました。

1. 気象情報や道路における積雪状況を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
 - (1) 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
 - (2) 点呼時をはじめとして事前に運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行なうこと。

- (3) 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
 - (4) 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合には、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
 - (5) 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。
2. 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。
 3. 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。

◎事業用自動車の運転者の健康状態の確認の徹底について

適正な点呼の実施については、機会あるごとにお伝えしていますが、1月14日、午前9時半ごろ、山形県内国道トンネル内において高速バス運転者が走行中に意識を失うという事案が発生しました。運転者は、乗務前点呼の際にかぜ薬を服用していた旨を申告しないで、また、運行管理者もその旨を確認できなかったということです。再発防止の観点から、下記の事項について再徹底を図るようお願いします。

- ①点呼にあたっては、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認の徹底。異常が認められた場合は、運転者の交替等、適切な運行管理を図ること。
- ②日ごろから運転者の健康状態の把握に努めるとともに、健康診断等により運転者の健康状態や異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなどの適切な指導を行なうこと。
- ③運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日ごろの運転者に対する安全指導において適切な指導を行なうこと。

◎バス運転者等の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成制度について

居眠り運転や眠気に起因した漫然運転による事故の防止を図るためには、適切な運行管理により、過労防

止を図るとともに、点呼等において、安全な運転が出来ない恐れがあるような疲労や睡眠不足状態がないかを常に注意する必要があり、居眠りに至る過度な眠気をきたす様々な病気があることが知られているところですが、これに起因した居眠り運転を防止する観点から、早期発見・早期治療の取り組みが求められています。その中で当協会としては、「睡眠時無呼吸症候群」のスクーリング検査に関する助成制度を実施しております。

◎シートベルト着用の徹底について

本県におけるシートベルト着用率は、昨年 10 月に実施された調査の結果において、運転席 94.7%（全国順位 30 位）、助手席 85.7%（全国順位 29 位）後部席 14.8%（全国順位 1 位）ということとで依然として全国平均を下回っており、後部席についても全国 1 位といいながら、わずか 14.8%という結果でした。

本年には、後部席のシートベルトの着用義務化を始めとする改正道路交通法が施行されることとなりますので、公私を問わず後部席を含め全席で確実にシートベルトを着用するようお願いいたします。

◎洞爺湖サミット等に関する公共交通機関安全対策連絡会の開催について

本年の国内の主な行事として 7 月に北海道サミット（主要国首脳会議）が開催され、本会議に先立ち国内各所において関連会議も予定されております。県警から、会議周辺地域の交通総量抑制に関する要請が既に協会宛寄せられておりますが、先般は、茨城県警察本部警備及び運輸支局主催による鉄道及びバス事業等公共交通機関に対する、テロ対策を含めた安全対策等の徹底方についての会議が開催されました。

◎裁判員制度について

先般、協会役員会に水戸地方検察庁課長の出席をいただき、来年 5 月までに実施される裁判員制度の説明がありました、同制度は、国民が刑事裁判に参加し、裁判官と一緒にになって被告人の有罪・無罪を決め、有罪の場合の量刑を決定するものです。これは、「一般人」の「普通感覚」を裁判に生かすとともに、他人事でなく、身近な出来事として一緒に考え、解決することにあります。裁判員は選挙権のある人の中から、誰もが選ばれる可能性があり、原則として裁判員になることは辞退できない制度です。裁判は連続して行なわれ、一般的に 3 日から 5 日程度で審理が終了すると言われております。今後、「裁判員制度」の説明会には積極的に参加されますようお願いいたします。

◎「交通事故ゼロを目指す日」の実施について

国の交通対策本部では、毎年、国民の100人に一人が交通事故により死傷するという厳しい状況が続いており、また、一昨年来、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題となっている現状があることから、この2月20日及び4月10日を「交通事故死ゼロを目指す日」を実施することとしました。交通安全に対する国民の更なる意識向上を図り、国民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものとすることを目指すものです。